

第8回総会議事録

<開催日> 令和6年3月8日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第438号～報告第453号

農地法第3条の3届出

4件

農地法第4条届出

3件

農地法第5条届出

9件

日程第3 報告第454号～報告第455号 農地の転用事実等に関する照会

2件

日程第4 報告第456号～報告第458号 農地法第18条第6項等通知

3件

日程第5 議案第251号～議案第256号 農地法第3条許可申請

6件

日程第6 議案第257号～議案第273号 農地法第5条許可申請

17件

日程第7 議案第274号～議案第280号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請

7件

日程第8 議案第281号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和5年度第12次計画分）

1件

日程第9 議案第282号

木更津市農用地利用集積等促進計画案に
対する意見について

1件

日程第10 議案第283号

国有財産管理人の推薦について

1件

<出席委員>

1番 小倉 和

2番 露寄 伸哉

3番 礪貝 正一

4番 地曳 昭裕

5番 鈴木 康裕

6番 寫野 知明

8番 村上 常雄

9番 関 和美

10番 桐谷 勝美

12番 和田 倉吉

13番 金子 一夫

14番 宮沢 伸子

15番 礪貝 徳三

16番 石渡 和美

17番 齋藤 洋一

18番 杉山 孝

以上 16人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 7番 村田 正明 11番 小嶋 哲雄

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 小高 幸男
主任主事 角谷 春香

係長 吉野 慶太

主任主事 杉沢 謙太郎

〈午後4時05分開会〉

議長

委員の皆様には、全体会議に引き続き、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
ただ今から、第8回総会を開催いたします。
本日の出席委員は16名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席7番村田委員及び議席11番小嶋委員から欠席の届け出がありました。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。
なお、日程第6の農地法第5条許可申請、議案第271号については総会の前に申請者から取下げの希望がありましたので、取下げとなりましたのでよりしくお願いいたします。
それでは、日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名につきましては、議席8番村上常雄委員と、議席16番石渡和美委員を指名いたします。書記には、事務局職員杉沢主任主事を任命します。

次に、日程第2から第4の、報告第438号から報告第458号の3ページからの21件につきまして、事務局から報告を求めます

事務局

報告案件についてご説明いたします。
まず、日程第2、報告第438号から報告第453号について、まず農地法第3条の3の届出が7件ありまして、全て相続によるものです。次に農地法第4条の届出が3件ありまして、住宅関係と駐車場への転用の届出でした。次に農地法第5条の届出が9件で、住宅関係と駐車場への転用の届出でした。
次に、日程第3、報告第454号から報告第455号について、農地の転用事実等に関する照会2件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。
次に、日程第4、報告第456号から報告第458号について、農地法第18条第6項等の通知3件ですが、全て農地法に係る解約でした。
以上で説明を終わります。

議長

次に日程第5、議案第251号から議案第256号、9ページからの農地法第3条の許可申請6案件について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第251号から議案第256号、農地法第3条許可申請6案件について、ご説明いたします。
初めに、議案第251号ですが、申請箇所は、3条位置図1の万石地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。
次に、議案第252号ですが、申請箇所は、3条位置図2の高柳地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。
続いて、議案第253号ですが、申請箇所は、3条位置図3の井尻地先の農地になります。土地を譲りたい地権者から引き受ける形で申請地の隣の農地を所有する譲受人が贈与を受け、所有権移転をするものです。なお、申請地の隣の農地は草が生え、遊休農地化していた場所でしたが、現在は刈り取られ保全管理されており、今回取得する土地と合わせて営農をしていく計画となります。
続いて、議案第254号ですが、申請箇所は、3条位置図4の牛袋地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。
続いて、議案第255号ですが、申請箇所は、3条位置図5の真里谷地先の農地になります。土地を手放したい地権者と自宅のすぐ近くで耕作が容易である譲受人との間で、売買による所有権移転をするものです。
続いて、議案第256号ですが、申請箇所は、3条位置図6の下郡地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。
以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から 現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。初めに、

議長	議案第２５１号について、礒貝正一委員お願いします。
礒貝正一委員	議案第２５１号についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、家族２人で農業を営んでいます。農業機械はトラクター・管理機・農用トラック等を所有しており、自作地２０,８６３㎡についてすべて効率的に耕作しております。申請地の地目は、田と畑があり、田には水稻、畑にはトウモロコシ等を作付けする計画であり周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第２５２号について、地曳委員お願いします。
地曳委員	議案第２５２号についてご説明いたします。本件は、地元を離れる為、土地を手放したい譲渡人と農業経営を拡張したい譲受人の思いが合致し、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２５０日で、家族４人で農業を営んでいます。農業機械はトラクター・コンバイン・田植え機等を所有しており、自作地４２,８９２㎡についてすべて効率的に耕作しております。申請地の現況は田で水稻を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第２５３号及び２５４号について、齋藤委員お願いします。
齋藤委員	はじめに、議案第２５３号についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約１００日で、３１,７０７㎡の農地を家族２人で耕作しています。農業機械はトラクター・コンバイン・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地については先程の事務局の説明のとおり刈っておりまして、今後も管理していくとのことですので問題はないと思われます。申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることと周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。
	続いて、議案第２５４号についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、１９,２０８㎡の農地を家族３人で耕作しています。農業機械はトラクター等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地は自宅のすぐ裏の畑であり、ハウレンソウや小松菜を作付けする計画とのことと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第２５５号について、村田委員に代わり宮沢委員お願いします。
宮沢委員	本日欠席の村田委員から報告内容等を預かりましたので、代わりに報告させていただきます。それでは議案第２５５号についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２００日で、家族６人で農業を営んでいます。農業機械はトラクター・耕うん機・トラック等を所有しており、自作地４０,４３７㎡についてすべて効率的に耕作しております。申請地の現況は畑でキャベツやネギ等を作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

次に、議案第256号について、小倉委員お願いします。

小倉委員

議案第256号についてご説明いたします。本件は、農業経営の拡張のため、またこのままですと遊休農地化する恐れのある農地を維持したいという申請人の思いもあり申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、夫婦で農業を営んでいます。農業機械はトラクター・耕うん機・トラック等を所有しており、自作地8,243㎡についてすべて効率的に耕作しております。申請地の現況は畑で、現在もきれいに整地されておりまして、露地野菜を作付けする計画とのことです。周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。

なお、議案第251号については■■委員の親族、第252号については■■■■委員の親族であり同じ農家世帯に所属する方であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「議事参与の制限」により、それぞれの議案について採決に参加できません。よって順番に、ご退席いただき、それぞれ採決を行います。それではまず議案第251号ですので、■■委員にはご退席いただきます。

《 ■■委員 退席 》

それでは議案第251号について採決いたします。議案第251号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第251号については、許可と決定いたします。それでは、退席されております■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

次に議案第252号について、■■■■委員にはご退席いただきます。

《 ■■委員 退席 》

それでは議案第252号について採決いたします。議案第252号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第252号については、許可と決定いたします。それでは、退席されております■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

次に議案第253号から256号については、一括で採決を行います。3条議案第253号から256号の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、3条議案第253号から256号については許可と決定いたします。

議長

次に、日程第6、取下げとなった議案第271号を除く、議案第257号から273号、11ページからの、農地法第5条の許可申請16件について議題に供します。なお、議案第272号は次の日程第7、許可後の計画変更の274号、議案第273号は275号との関連案件となりますので、この2案件はそれぞれ分けて審議いたします。それでは、まず、議案第257号から270号まで、事務局の説明を求めます。

事務局

それではまず、議案第257号から議案第270号、農地法第5条許可申請の14案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第257号についてですが、申請箇所は、転用位置図5-1の牛込地先の農地になります。申請目的は、事務所兼用住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請となります。農地区分については、第1種農地と判断しました。第1種農地では転用が制限されますが、本案件は住宅関係で既存住宅に隣接するものであるため例外規定を満たすものです。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、預金残高により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和7年6月を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発行為の許可申請書の写しも添付され問題ないものと思われま

次に、議案第258号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の高柳地先の農地になります。申請目的は、長屋住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和7年1月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議申請書の写しも添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第259号及び260号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の万石地先の農地になります。申請目的は、特定建築条件付き売買予定地として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。ここで特定建築条件付き売買予定地について簡単にご説明いたします。農地法では原則として住宅の農地転用については事業者が家建てて売る建売分譲住宅は認めておりますが、宅地の区画だけ造成して売る宅地分譲については認めておりません。しかしながら、昨今の住宅需要により、形が決まっている建売住宅よりも注文住宅の方がエンドユーザーも購入しやすく、事業者も売りやすいという背景から条件を付けまして宅地の造成が完了している段階で販売をしてもいいというものになります。具体的な条件としては売買が成立してから3か月以内に建築請負契約を結ぶことなどがあり、一定期間その区画が売れない場合は事業者が家建て、許可を受けた土地全てに建物が建つようにしなければなりません。結果的には全ての区画に住宅が建つこととなりますので、原則建売分譲住宅ですが、条件をつけることによって宅地状態でも売買が可能というものになります。なお、この場合の農地法における完了は土地が全て売れて、建物が全て建っている状態となりますので、販売期間などの関係から完了予定期間は基本的に長くとられます。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和9年3月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議票なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第261号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の十日市場地先の農地になります。申請目的は、農家住宅として転用するもので、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。農地区分については、第1種農地と判断しました。第1種農地では転用が制限されますが、本案件は住宅関係で既存住宅に隣接するものであるため例外規定を満たすもので

事務局

す。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関のローンの確認書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和6年12月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発に係る証明なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第262号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の井尻地先の農地になります。申請目的は、店舗併用住宅として転用するもので、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。農地区分については、第1種農地と判断しました。第1種農地では転用が制限されますが、本案件は住宅関係で既存住宅に隣接するものであるため例外規定を満たすものです。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の関心表明書及び過去の確定申告書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和6年9月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発に係る事前協議票なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第263号から265号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の吾妻地先の農地になります。申請目的は、特定建築条件付き売買予定地として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金及び借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和7年3月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発に係る許可申請書の写しなども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第266号及び267号ですが、申請箇所は、転用位置図5-7の大稲旧大久保地先の農地になります。申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和6年5月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、売電に係る承諾書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第268号から270号ですが、申請箇所は、転用位置図5-8の茅野地先の農地になります。申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はおりません。事業完了予定ですが、令和6年8月までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われま

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から 現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。はじめに、議案第257号について、桐谷委員をお願いします。

桐谷委員

議案第257号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われま

桐谷委員	ですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地はないため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われるので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第２５８号について、礒貝正一委員お願いします。
礒貝正一委員	議案第２５８号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水貯留施設を経由し、北側既設水路に放流、汚水・雑排水は新設する浄化槽で処理した後に北側既設水路へ放流する計画のため問題はないと思われます。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われるので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第２５９号及び２６０号について、地曳委員お願いします。
地曳委員	議案第２５９号及び２６０号について、仲村推進委員と、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、現況は畑であり、埋め立ては行わない為、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに既設北側の水路へ放流する計画のため問題はないと思われます。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はなく、また、日照、通風についても問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われるので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第２６１号及び２６２号について、齋藤委員お願いします。
齋藤委員	議案第２６１号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水・雑排水は新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに西側既設水路へ放流する計画のため問題はないと思われます。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、南側の農地は親族のものであり、畑として耕作する予定なのでため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われるので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。

齋藤委員

続いて、議案第262号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水・雑排水は新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに既設西側水路へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接農地は親族のものであり、今後一緒に耕作していくため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第263号から265号について、露寄委員をお願いします。

露寄委員

議案第263号から265号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は各宅地内の雨水浸透貯留施設で処理し、汚水・雑排水は新設する浄化槽で処理した後に既設南側側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第266号及び267号について、金子委員をお願いします。

金子委員

議案第266及び267号について、豊島推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第268号から270号について、村田委員に代わり宮沢委員をお願いします。

宮沢委員

議案第268から270号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。次に、申請地

宮沢委員	が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度であるため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。 議案第２５７号から２７０号の１４案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。議案第２５７号から２７０号について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第２５７号から２７０号の１４案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 (※議案第２７１号は取下げ)
事務局	次に、議案第２７２号ですが次の許可後の計画変更の議案第２７４号との関連案件ですので合わせて審議いたします。事務局の説明を求めます。 農地法第５条議案第２７２号及び許可後の計画変更議案第２７４号について、関連案件のため、一括して、ご説明をいたします。 こちらの申請ですが、民事信託という制度により許可を受けた譲受人を変更するものとなります。この民事信託ですが、すごく簡単に言うと自身の財産を誰かに預けて有効に管理・運用・処分をしてもらうものであり、裁判所により決定がされます。今回のケースでは元々の譲受人が既に高齢の為、その子供に許可を受けた権利を移すものになります。譲受人が新しくなるため、許可申請と変更の手続きを同時にする形となっておりますが、以前の申請内容から事業内容等に変更はないので、特に問題はないと思われます。以上で説明を終わります。
議長	次に、地区担当委員の礒貝正一委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
礒貝正一委員	議案第２７２号及び２７４号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、民事信託を実施するための所有権移転となります。造成工事は終わっており、現在長屋住宅を建設中となります。周辺農地の営農条件への支障についてという点では、転用目的が変わるわけではなく、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・

議長

意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。議案第２７２号及び２７４号の２案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第２７２号及び２７４号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第２７３号ですが次の許可後の計画変更の議案第２７５号との関連案件ですので合わせて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第５条議案第２７３号及び許可後の計画変更議案第２７５号について、関連案件のため、一括して、ご説明をいたします。まず、こちらの申請の経緯について説明いたします。元々令和２年１２月に太陽光のパネルの下で営農を行いながら発電をする営農型太陽光として許可を受けたものでありました。しかしながら許可を受けた発電事業者が破産をしてしまいました。

今回の申請は、その破産を受けた発電事業者から発電事業を承継するためにされた申請です。申請地は当時申請がされた時に比べ、周辺に住宅が建築され、当時の農地の状況が変わっており、営農型ではない通常の太陽光の設置も認められる状態となっていたことから、今後は下部での営農はせず通常の野立ての太陽光として発電事業を行っていくものとなります。

なお、補足ですがこの場所でのパネル下部の営農についてはブルーベリーを植えるとのことでしたが、長期にわたり植えられていなかったり、いざ植えてもすぐに駄目になってしまうなど、営農について問題があったところでありました。

また、この破産した事業者はこの長須賀と同時期にもう一つ有吉地区に営農型太陽光の許可を受けておりますが、こちらは通常の太陽光の設置は認められない場所にあります。現在、今回事業を承継する会社が有吉の分についても事業承継する方向で動いておりますが、下で耕作ができることが条件となりますので、その耕作者を選定し下部での営農ができる条件を整え、申請をする予定となっております。以上で説明を終わります。

議長

次に、地区担当委員の露寄委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

露寄委員

議案第２７３号及び２７５号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、当初営農型太陽光発電として転用していた事業者が倒産したことによる事業承継を伴う所有権移転となっております。太陽光パネルは既に設置されております。周辺農地の営農条件への支障についてという点では、既に太陽光パネルは設置されており、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

地曳委員

はい。

議長

地曳委員、どうぞ。

地曳委員

営農型太陽光をやっている業者が破産したということですが、破産した場合の売電行為についてはどうなるのでしょうか。売電は継続して行われるのか、それとも止まるのか、時系

地曳委員	列としてどうなるのか教えていただければと思います。
議長	事務局、お願いします。
事務局	発電についてですが、F I T認定というものがあるんですが、電力を発電したら誰でも売れるわけではなくて、このF I T認定というものを受ける必要があります。破産した場合、この認定がなくなると思われますので、売電ができなくなると思われます。破産に限らず、例えば認定を受けた業者が他法令関係で違反をしたような場合も認定取消になる場合もありますので、許可違反になっている場合は認定が取り消され売電ができなくなる形となります。
地曳委員	分かりました
議長	他にご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。議案第273号及び275号の2案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。よって、議案第273号及び275号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします 次に、日程第7、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第276号から280号、農地法第5条の規程による許可後の計画変更について、ご説明いたします。 まず議案第276号及び277号ですが、申請箇所は、瓜倉地先の農地になります。変更理由は、一時転用期間の延長です。金田バスターミナルの駐車場用地の一部として、平成16年1月15日付で許可後、令和6年3月31日まで 期間延長の許可済の農地となっております。今回の変更は、現在も駐車場は、満車になることも多く、バス利用者のための駐車場が、不可欠となっておりますので、当面の間は、当該農地を引続き駐車場として利用するため、許可期間を2年間、延長するものです。 次に議案第278号ですが、申請箇所は、瓜倉地先の農地になります。変更理由は、転用期間の延長です。当初の計画では令和6年3月31日までに事業完了となる予定でしたが、都市計画法に伴う開発の許可が大幅に遅れ工事が終わらないため、完了予定を延長するものです。事業内容には変更がありません。 次に議案第279号及び280号ですが、申請箇所は、万石地先の農地になります。変更理由は、転用期間の延長及び転用目的の変更です。建設費等の高騰により許可内容の見直しが必要となり、元々長屋住宅2棟での計画を1棟とし、さらに工事完了期間を延ばすものです。こちらの申請ですが、棟数の変更だけではなく造成のために土壌改良材であるジオタイザーを使用する旨の計画が示されていますが、この内容について地元への説明や隣接農地の耕作者への説明などがされていないとのことで、代理人を通じ、事業説明をするよう指導していたところですが本日までに結局説明はされないままでした。周辺農地への影響という点で疑問が残るものと言わざるを得ません。このあとの担当委員の説明と合わせて審議したいと思います。以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。はじめに、議案第276号から278号について、石渡委員をお願いします。

石渡委員	議案第２７６号及び２７７号について、調査してまいりましたので、ご説明いたします。この案件は、これまでどおり金田バスターミナルの駐車場として使用するための、期間延長の申請とのことで、申請地の周囲に隣接する営農中の農地もなく、周辺農地への影響はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。 続いて、議案第２７８号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、期間の延長となります。造成工事は終わっており、これから家が建設されるということです。周辺農地の営農条件への支障についてという点では、転用目的が変わるわけではなく、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われるので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第２７９号及び２８０号について、地曳委員お願いします
地曳委員	先程事務局からも説明がありましたが、ジオタイザーという強アルカリ性の土壌改良材が使われる計画となっております。最初の計画では土砂を使って埋め立てるということだったんですけども計画変更がされました。市の残土条例は土の埋め立てには厳しいのですが、碎石等規制の対象にならないものについては農業委員会で判断をしなければなりません。今回の場所には周りに農地もありますし、井戸水を使っている場所もあります。しかしながら、ジオタイザーを使うという地元への説明会もありませんし、耕作者への説明もないと状況です。農業者としても適当ではないと考えますので、それを踏まえて審議したいと思います。
議長	以上で、説明が終わりました。 なお、議案第２７９号及び２８０号について担当委員から問題があると意見がございましたので、こちらは分けて審議するものといたします。 よってまず、議案第２７６号から２７８号について、先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。議案第２７６号から２７８号の３案件について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。よって、議案第２７６号から２７８号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 続いて、議案第２７９号及び２８０号について、先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
事務局	はい。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	まず、今回使われるジオタイザーとは何かを説明します。これは日本製鉄から販売されておりまして、産業廃棄物などを製錬した最後に「メタル」と「スラグ」というものが最後に残るのですが、この「スラグ」の有効活用ができないかということで土壌改良材として使うというのがこのジオタイザーになります。生成の過程でアルカリ分を使うんですが、これが以前袖ヶ浦や木更津の真里谷地区で雨水とともにアルカリ分が流れてしまい、白い水が発生したりと、問題になったことがありまして、そこから注意しなければというものになりました。よって使用する場合にはちゃんと説明会や予想される影響などを確認して使うよう事

事務局	事務局からも求めています。実際にこれを使った案件もありますが、その時は地域説明も行い、何か問題があれば保証する等の説明もあったうえで認めたケースもあります。ただし、今回の代理人にそれを伝えても総会でそのような判断があればするというような曖昧なことを言うております。ただし、困ったことに使用すること自体に残土条例のような規制するものはありませんし、地域への説明もしなければ不許可に出来るというものではないので、困っているところです。しかしながら、明らかに地域農業の影響が出るかもしれないというところを無視するわけにはいきませんので、委員の皆さんから意見をいただきたいところです。
桐谷委員	はい。
議長	桐谷委員、どうぞ。
桐谷委員	そのジオタイザーについて、販売している日本製鉄の見解というのはあるんですか。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	日本製鉄の見解では適量であれば問題ないというところです。ただし、その適量という部分で判断が難しいところです。
石渡委員	はい。
議長	石渡委員、どうぞ。
石渡委員	昔、仕事をしていた時に、当時、鉦滓というもので道路の補強材として使っていたりしたんですが、それが10年程で使用禁止になったことがありました。 資材置き場などに置いてあったものが雨などで流れてしまって、周りの植物が枯れたりとかがあったんですね。やはり地域への影響という部分で具体的な問題は何とも言えませんが、少なくとも地元への説明などはあってしかるべきだと思います。少なくともそういう説明などがないのに、農業委員会で認めるというのはなかなか難しいと思います。
議長	事務局、どうぞ
事務局	やはり、水との兼ね合いや膨張するなどの性質もあり問題が全くないとは思えません。また、地区への説明という点では、一応万石の区長に伝えたところ、区長一人の判断はできないということもあったそうです。正直、地元が了解していないのに農業委員会で良しと判断するのはいかななものかと事務局でも思います。
議長	続けて事務局、どうぞ
事務局	意見ありがとうございます。 少しまとめますと今回ジオタイザーを使うこと自体がアウトということではなく、それを使うにあたり問題が発生する可能性がある以上、地元への説明などがあってしかるべきにも関わらず、それがされていないという点が問題になっているという現状です。 またこれは業者側の勝手な都合ですが、今回で許可にならないと、かなりの問題にもなるようです。それらを踏まえまして、農業委員会としては、地元への説明などを確実にしてもらい、理解を受けたうえでないと許可を認めないという意見を添えて、それを条件とする旨で千葉県にあげて最終的に千葉県に判断をしてもらうということもあるのかなと思います。
地曳委員	はい。

議長	地曳委員、どうぞ。
地曳委員	申請書の計画を見ますと工事開始が4月になっています。実際の造成は5月くらいになる予定のようですが、1ヵ月延びること自体はそこまで問題になるのでしょうか。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	工事の兼ね合いもありますが、どうやら融資の関係もあり一日でも早く許可書がなければという状況のようです。
桐谷委員	はい。
議長	桐谷委員、どうぞ。
桐谷委員	条件付きの許可となる場合に、説明をすることを条件とするのではなくて、説明をしたうえで理解を得るということを条件とすべきと考えます。
議長	ただいま、事務局からも桐谷委員からも条件付きの許可ということで話がありましたけれど、他に意見はありますか。
石渡委員	はい。
議長	石渡委員、どうぞ。
石渡委員	今問題になっているジオタイザーではなく、他のもので代替するという可能性はないんですか。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	例えば土でやりますとなると、残土条例の規制対象になるのでそこをクリアする必要が新しく出てしまうことになります。ただ、先程代理人から電話連絡があり、ジオタイザーではなく、当初の予定通りの山砂で埋立てを行うことを申請者と協議しているとのことなので、山砂であれば当初の許可と変更がないため、問題ないかと思われます。
村上委員	はい。
議長	村上委員、どうぞ。
村上委員	条件付き許可というものわかりますが、基本的に信用しない方がいいと思います。
和田委員	はい。
議長	和田委員、どうぞ。
和田委員	一番困るのは地元の付近の方だと思います。なので、その方々への同意を得るということではよろしいのではないのでしょうか。
議長	事務局からの提案や委員のみなさんの意見なども踏まえまして、ジオタイザーを使用する場合は地元住民、特に隣接する農地の耕作者の同意及び万石地区への説明をして地区としての同意をもらうということを条件に、従来通り山砂を使用するのであれば許可とするという

議長	ことで採決を取りたいと思います。 その条件で、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手多数であります。よって、議案第２７９号及び２８０号は、条件付き許可として知事へ意見書を送付します。 次に、日程第８、議案第２８１号、１８ページからの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和５年度第１２次計画分を、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第２８１号、木更津市農用地利用集積、令和５年度第１２次計画の決定について、ご説明いたします。本案件は、令和６年２月２６日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。今回の計画は、計画１から７となっております。利用目的は、計画１、６が露地野菜、その他の計画が水稻となっております。利用権設定の種類は計画１が使用貸借権、計画２から６が賃借権、計画７、８が所有権移転となっております。利用権設定期間は、計画１が１年、計画２が５年、残りの計画全てが１０年となっております。計画合計数は、利用権の設定が１７筆、面積が合計２３９２１平方メートル。所有権移転が４筆、面積が合計４５６８平方メートルとなっております。以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。はじめに、計画番号１番については、私から説明します。
杉山委員	計画番号１番について説明します。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことです。以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号２番について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	計画番号２番について説明します。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号３番及び４番について、村上委員をお願いします。
村上委員	計画番号３、４番について、借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、計画番号5番について、小倉委員お願いします。

小倉委員

計画番号5番について説明します。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、計画番号6番及び7番について宮沢委員お願いします。

宮沢委員

計画番号6番について説明します。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、買い受けるものです。所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることです。以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号7番について説明します。本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、買い受けるものです。所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

和田委員

はい。

議長

和田委員、どうぞ。

和田委員

農地法の方の所有権移転とこの基盤強化法の所有権移転がありますが、なにが違うのか教えてください。

議長

事務局、どうぞ

事務局

使う法律が異なりまして、農地法に基づく申請か、基盤強化法に基づく申請の違いになります。効果として所有権移転は同じなのですが、手続きなどに違いがありまして、農地法の方は許可書が出て自身で法務局の手続き等をして所有権移転をしますが、基盤強化法の方ですと市の方で移転登記などを行います。ただし、基盤強化法の方は申請者に条件がありまして、基本的には認定農業者で農用地区域内の農地などの条件があります。

議長

他にご意見等も無いようですので、採決にうつります。なお、本案件の第12次計画分には、■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■委員は退席をお願いします。

《 ■■■委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。議案第281号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第12次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第281号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。それでは、退席されております■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■委員 着席 》

次に、日程第9、議案第282号、23ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第282号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。本案件は、令和6年2月5日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。それでは、計画の内容について、ご説明いたします。今回の計画は、計画1のみとなっております。利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。設定する権利の種類は、賃借権の設定となっており、権利の存続期間は令和15年4月2日までとなっております。合計2筆5774平方メートルとなっております。以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の村上委員に現地調査の結果、並びに 補足説明をお願いします。

村上委員

計画番号1番について、ご説明いたします。本件は、当該地を、前耕作者が経営規模を縮小したことに伴い、農地中間管理機構が新たな受け手に再配分するために権利の設定をしようとするものです。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。申請地の現況は田であり、引き続き水稻を作付けするとのことでもあります。以上のことから、本件は、問題ないものと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。議案第282号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第282号は、意見無いものと決定しましたので、市長宛に、その旨を回答するものといたします。

次に、日程第10、議案第283号、別冊議案書の国有財産管理人の推薦について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第283号、国有財産管理人の推薦について、ご説明いたします。現在、木更津市内には農林水産省名義の農地、いわゆる国有農地が存在しております。これらの国有農地が無断使用や無断転用などされていないか確認する必要があるために、千葉県知事が国有財産管

事務局

理人を委嘱し、見廻り等の業務を行います。なお、馬来田地区の農業委員の村田委員を推薦した理由といたしましては、国有農地は市内全域に点在しておりますが、その多くが馬来田・富岡地区にあることから推薦いたしました。任期につきましては、議案書に記載のとおり委嘱日から令和7年3月31日までの約1年間となります。また、国有財産管理人の委嘱の期間は1年間で、毎年推薦を行う必要が生じますが、委員在任期間中に同様の推薦依頼があった場合は、会長の専決事項として、引き続き村田委員を推薦する旨、併せてお願いするものであります。以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見も無いようですので、採決いたします。議案第283号、国有財産管理人の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第283号は、原案のとおり決定し、千葉県へ推薦するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。以上をもちまして、第8回総会を閉会といたします。なお、終了時間は、午後5時57分であります。長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年3月8日

議 長

杉山 孝

議事録署名委員

村上 常雄

石渡 和美